

## ゲンキープレミアムギフトカード約款

### 第1条（約款の趣旨）

ゲンキー株式会社の発行する「ゲンキープレミアムギフトカード」（以下「ギフトカード」といいます）の所有者（以下「お客様」といいます）は、この約款によりギフトカードをご利用いただくものとします。

### 第2条（利用可能店舗）

お客様は、全てのゲンキー店舗にてご利用頂けます。（ゲンキーネットを除きます）

### 第3条（利用可能期間）

平成26年4月1日から平成27年3月31日までご利用頂けます。

### 第4条（利用方法）

1. お客様は、ギフトカードの券面記載の金額で、ゲンキー店舗での代金のお支払いにご利用いただけます。ギフトカードの券面記載の金額以上のお支払い時には現金と併用しご利用して下さい。
2. ギフトカードの券面記載の金額未満のお支払い時には、お釣りをお出しすることが出来ません。
3. ギフトカードの払戻はできません。
4. ギフトカードの盗難・紛失・破損・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

### 第5条（利用できない場合）

次の場合は、お客様はギフトカードを利用することができません。これによる不利益については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) ギフトカードに記載された有効期限前または経過しているとき
- (2) ギフトカードが偽造又は変造されたものであるとき
- (3) ギフトカードに既に店舗にて押印したスタンプがあるとき
- (4) 違法に取得したとき又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき
- (5) 汚損等により判読できないとき

### 第6条（問い合わせ窓口）

お客様からの問い合わせ窓口は以下のとおりです。

ゲンキー株式会社 代表番号 0776-67-5240

お客様相談室（フリーダイヤル） 0120-110-249

### 第7条（附則）

この約款は、平成26年3月29日から適用します。約款は予告なしに変更になる場合がありますのでご了承下さい。

以上  
ゲンキー株式会社